**さくら市　きぬの里霊園**

最後までよく読んでからお申し込みください。

目次

□公募の概要・・・・・・・・・・・・・・１ページ

　　　　　□申込みできる人・・・・・・・・・・・・２ページ

□申込み方法・・・・・・・・・・・・・・３ページ

　　　　　□墓地を使用するときの注意・・・・・・・４ページ

□墓碑建立から納骨までの流れ・・・・・・５ページ

　　　　　□墓碑等建立の基準・・・・・・・・・・・６ページ

　　　　　□墓地に関する申請や届出・・・・・・・・７ページ

　　　　　□申込書 記入例 ・・・・・・・・・・・・８ページ

　　　　　□申込書　・・・・・・・・・・・・・・・９ページ



お問合わせ先

**さくら市役所生活環境課（第2庁舎1階）**

〒３２９-１３９２　栃木県さくら市氏家2771番地

☎**０２８－６８１－１１２６**FAX**０２８－６８１－１４８２**

メール　kankyo@city.tochigi-sakura.lg.jp

公募は、市営きぬの里霊園４８０区画についての募集です。

区画の内訳や永代使用料等は以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 募集区画の内訳 | ※１永代使用料 | ※2きぬの里霊園管理組合費（年額） | 面積 |
| 保留地購入者　200区画 | 3万円 | 2,000円～3,000円（予定） | 2.48㎡（間口1.36m×　奥行1.82m） |
| 上阿久津台地土地区画整理事業の協力者 90区画 | 20万円 |
| 一般市民　　 190区画 |

※１　永代使用料とは、墓地を永久に使うことができる使用権です。土地の所有権を得るものではありません。永代使用料のお支払いは、後日市が指定する期日までにいただきます。一度納付した永代使用料は原則として返還いたしません。ただし、使用許可から１０年以内であれば使用料の一部が還付になる場合があります。また、墓地を返還するときには、使用場所を元の状態（更地）に戻して返還いただきます。

　※２　霊園管理組合費とは、霊園（各区画は除く）を維持管理するために管理組合を設立し、運営するための費用（共有部分の水道料、電気料、除草料、管理組合役員手当等）です。墓地使用権を得る方は管理組合加入が条件となり、永代使用料と併せて初年度の組合費をお支払いいただきます。また、以後毎年1回、組合費をお支払いいただきます。

　　　　なお、霊園管理組合役員をお引き受けいただける方は、霊園申込書中の役員引き受け可能欄に☑を入れていただきますようお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【注意】①　保留地購入者が３万円で申込みできる特典の詳細につきましては、保留地申込時に都市整備課へお問い合わせください。②　申込みは1世帯につき１通となり、複数の応募はできません。③　申込みの際に区画の場所は指定できません。④　墓地の形態は普通墓地となり、焼骨のみの埋葬となります。⑤　墓碑等の設置は個人で建立してください（工事の際は届出が必要です）。⑥　墓地の使用権は親族等であっても売買、譲渡はできません（原則として相続手続きなどによる承継以外の使用者名義の異動はできません）。⑦　墓地区画については個人で定期的な管理が必要となります、雑草などが繁茂して隣接の区画や通路などにはみだして、周囲に迷惑とならにようにしてください。周囲に大きくはみだしている場合には、ご連絡させていただく場合があります。 |

次の要件をすべて満たす方が申込みできます。ただし、保留地を購入した方及び上阿久津土地区画整理事業の協力者は次の要件にかかわらず申込みできますので、詳細につきましては、都市整備課へご確認ください。

* さくら市に住民登録をして引き続き１年以上居住する方（外国人住民にあっては、永住者または特別永住者である方）。
* 現に使用できる墓地がない方。
* 市税の未納がない方。

①　さくら市営霊園申込書に必要事項を記入し、生活環境課へ提出してください。

②　提出いただいた申込書を生活環境課において要件等を満たしているか確認させていただき、要件を満たしている方へ墓地使用許可申請書、永代使用料納入通知書を送付させていただきます。要件を満たしていない方へは墓地の使用権を取得できない旨通知させていただきます。

③　要件を満たしている方へ墓地使用許可申請書、永代使用料納入通知書を送付しますので、届きましたら墓地使用許可申請書に必要事項を記入し、申込者の住民票（世帯主及び本籍の記入されているもの）永代使用料の領収書とともに生活環境課へ提出してください。

④　提出いただいた必要書類等を生活環境課で確認させていただき、後日郵送にて墓地使用許可証を交付します。墓地使用許可証がお手元に届いた時点から墓地の使用が可能となります。

　　※墓地使用許可証は墓碑類の工事等の申請やその他の届出の際に必要ですので、大切に保管してください。

①　個々の墓地（区画）の管理は、使用者が行います。

すぐに墓碑等を建てなければならないといった決まりはございません。

　　ただし、隣接地の方々へ迷惑にならないよう、草刈り等の土地の管理は定期的に使用者にてお願いいたします。

②　墓地には、焼骨や遺骨以外は埋葬できません。

③　墓地使用権の譲渡や転貸はできません。

　　墓地使用者が亡くなった場合に、祖先の祭祀を主宰する（墓地を引き継ぐ）方が使用権を承継できます。

④　墓碑等の建立は使用者の負担となります。

⑤　墓地施工業者等の指定はありません。

⑥　宗派は問いません。

⑦　次のような場合には、使用許可を取消し、改葬若しくは撤去、移転を命じます。

　（1）墓地を目的以外に使用したとき。

　（2）墓地の使用権を譲渡、もしくは転貸したとき。

　（3）法令またはさくら市墓地条例もしくはこれに基づく規則または指示命令に違反したとき。

　（4）使用者が住所不明となり、かつ、縁故者もなく10年を経過したとき。

⑧　墓地の工作物や樹木等の転倒など、他人に迷惑を及ぼす恐れのないよう注意してください。

⑨　墓碑等を建立・改修したり、遺骨を納骨したり、使用者に関する変更が生じた場合には、市生活環境課（℡028-681-112６）へ申請や届出が必要です。

⑩　跡継ぎがいないなどの理由による墓じまいや改葬（引っ越し）をする場合には、使用区画を更地にして返還していただきます。既に墓石などが建立してある場合の撤去費用は使用者の負担となります。また、返還が使用許可から１０年以内であれば経過年数に応じて永代使用料の一部が還付される場合があります。

　墓碑等を建立し納骨するための手順は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設 | 盛土 | 囲障 | 碑石 | その他形象類 | 工作物 | 樹木 | 測定の基準点 |
| 規　　格 | 0.3ｍ | 0.6ｍ | 2.5ｍ | 1.5ｍ | 1.5ｍ | 1.5ｍ | 使用場所縁石面 |

　使用場所の盛土並びに囲障、碑石、形象類その他及び樹木の高さは、次の制限を

越えることはできません。

単位は

ｍ

0.3

0.6

1.5

2.5

省略

接続

路面

樹木

その他

形象類等

囲障

盛土

碑石

　墓地の使用について必要な申請や届出、添付書類は以下のとおりです。

　申請書等は、さくら市のホームページ（<http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/>）からダウンロードすることもできます。

　提出については、生活環境課へお願いします。

**記　入　例**



令和

令和

令和



令和

令和

令和